

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部森づくり推進課機能保全担当
内線番号	5030

No.	項目	内容
①	処分名	保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可
②	法令名	森林法
③	法令番号	昭和26年法律第249号
④	根拠条項	第34条第2項、第5項、第6項、第7項
⑤	処分権者	京都林務事務所長、各広域振興局長
⑥	法令の定め	第34条第2項 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。 第5項 都道府県知事は、第2項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。 第6項 第2項の許可には、条件を付することができる。 第7項 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
⑦	審査基準	①森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知) 第4 2 ②保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知) 第4 ③保安林の土地の形質変更行為に係る作業許可の取扱いについて(平成7年10月31日付け7林野治第3068号林野庁長官通知)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 日
		経由期間
		協議機関
		当該処分機関
⑫	問合せ	森づくり推進課機能保全担当(075-414-5021) 山城広域振興局農林商工部森づくり推進室(0774-21-3087) 南丹広域振興局農林商工部森づくり推進室(0771-22-1019) 中丹広域振興局農林商工部森づくり推進室(0773-62-2586) 丹後広域振興局農林商工部森づくり推進室(0772-62-4317) 京都林務事務所治山課(075-451-5725)
⑬	備考	